令和２年１月２３日
行政経営部 危機管理課

「宇都宮市緊急告知機能付防災ラジオ」購入補助制度の拡充について

１　事業概要

・　携帯電話等の情報受信端末を保有していない高齢者などの情報弱者の方に災害時の情報を伝達するため，令和元年６月に，市内全域に２４時間３６５日，避難勧告等の避難情報や気象特別警報などの緊急情報を放送できる体制を整備し，防災ラジオの運用を開始

・　より多くの情報弱者の方が緊急情報を入手できるようにするため，携帯電話等のメールが使えない７０歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に購入補助制度を開始

（実績）

購入補助の申込状況：５３７件（令和２年１月１７日現在）

放送実績：令和元年１０月の台風第１９号の対応で，避難情報や気象特別警報などを放送

防災ラジオの特徴

市が緊急情報を発信したときは，ラジオの電源を入れていない状態や他の放送局を聞いている状態であっても，自動的に緊急ＬＥＤが点滅し，災害の種類が表示され緊急放送が流れる。

２　購入補助制度の拡充の目的

防災ラジオの購入補助を開始してから，「子ども世帯と同居しているが，日中は高齢者のみになる」，「７０歳未満だが携帯電話を保有していない」，「携帯電話は持っているがメールが使えない」など補助対象者の拡大を求める声が多数あり，令和元年１０月の台風第１９号を受け，それらの声がさらに高まっている。

このようなことから，災害時の情報弱者への情報伝達体制をさらに強化するため，補助制度を拡充するもの

３　拡充内容

【補助対象者】

次の①，②のいずれにも該当する方

（現行制度）

① 携帯電話等の情報受信端末を保有していない方で，次のいずれかに該当する方
- ７０歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）
- 視覚または聴覚障がいに該当する方（身体障害者手帳の交付を受けた方）

② 本市に住民登録があり，市税を滞納していない方

※ 購入補助は世帯で１回に限る

年齢要件等を廃止

（見直し案）

① 携帯電話等の情報受信端末を保有していない方，又は携帯電話等を保有しているが登録制防災情報メールを利用できない方

② 本市に住民登録があり，市税を滞納していない方

※ 購入補助は世帯で１回に限る

４　今後のスケジュール等

令和２年２月１日から適用し，広報紙やホームページ，自治会回覧をはじめ，出前講座やイベントなどにおける周知を行うとともに，市有施設等へのチラシの設置や関係団体等を通じたチラシの配布などを行う。

〔参考〕 防災ラジオの購入に係る補助額や購入の流れ（変更なし）

・ 販売価格及び補助額等

販売価格	１４，３００円
補助額	１０，７００円
自己負担額	３，６００円

※ 補助率は購入額の３／４(市単独補助)

・ 購入の流れ

ア 送付用封筒等（チラシに添付）で郵送により市（危機管理課）へ申込書を提出

イ 申込み内容の審査後，購入券を申込者へ送付

ウ 購入券に自己負担額を添えて指定販売店（株式会社エフエム栃木）で購入

※ 補助対象者以外でも，指定販売店で直接購入可能